

生食輸発0419第1号
平成29年4月19日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産生鮮青とうがらし、トマト及びパプリカの検査命令免除対象輸出者の追加)

標記については、平成29年3月31日付け生食輸発0331第1号（最終改正：平成29年4月12日付け生食輸発0412第1号）により通知したところです。

今般、韓国政府から、対日輸出生鮮青とうがらし、トマト及びパプリカについて残留農薬に係る管理が適切になされているとして、下記のとおり輸出者をID登録した旨の連絡があったことから、同通知の別表16について別紙1、別表17について別紙2、別表19について別紙3のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

<青とうがらし>
Rosepia Co.,Ltd.

<トマト>
NH TRADING CO.,LTD.
HANSOL TRADING CO.

<パプリカ>
Rosepia Co.,Ltd.